学 土佐清水市教育長 様	校施設	使用		和	年	月		
工性用外中教育技	申請者	所属団] 体					
		住	所					
		氏	名					
		電話番	号					
下記により、学	校施設を使用し	たいので	許可され	たく申	請します	0		
	5							
1. 使用期間: (長期の場合)	自 令和 至 令和	年 年						
使用時間 使用曜E	聞: 午前・午後 日:	時	分 ~	午前,	• 午後	時	分	
(短期の場合)	令和	年	月		()			
使用時間	引:午前•午後	時	分 ~	午前	• 午後	時	分	
2. 使用施設:								
3. 使用目的:								
4. 使用者名: 代表者	外	_名						
5. 使用料(照明の使用)								
施設	金客	金 額		特記事項				
小中学校(三崎小・清水中を除く)	300円/	300円/時間		電気(照明)を使用する場合、土佐清水 市立学校屋内運動場使用料(電気料)納				
三崎小学校	400円/	400円/時間		付に関する取扱い要領により左記の使用 料が必要になります。				
6. 免除申請: 申請する • 申 【使用料の免除申請をする場合、以下の								

【及101400700001年間と900001001001010101010101010101010101010						
()	所属校のPTA関係者が、PTA活動の一環として利用				
()	市内外の小中学校が、学校行事の一環として利用				
()	土佐清水市または土佐清水市体育協会が主催または共催の行事				
()	市内の保育所または幼稚園が園行事の一環として利用				
()	使用者の半数以上が障害者あるいは65歳以上の団体が利用				
()	その他(理由:				

7. NPO法人スクラム: 会員 • 非会員 (いずれかをOで囲んで下さい)

使用上の条件

)

私たちは使用中に生じたすべてのことについて、一切の責任を負うとともに下記事項について、特に誓約いたします。

- (1) 学校の施設使用に関する規則及び土佐清水市立学校屋内運動場使用料(電気料)納付に関する取扱い要領を遵守します。
- (2) 使用中に生じた怪我等の損害について、一切賠償請求はしません。
- (3) 使用後直ちに整理整頓を行い、体育館の鍵は確実にご指示通りに返納いたします。
- (4) 学校及び地区が行事等で使用する場合はそちらを優先します。